附　則

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される参議院議員の選挙から適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された参議院議員の選挙については、なお従前の例による。

○総務省令第六十九号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百四十四号）の施行に伴い、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

総務大臣　石田　真敏

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［略］	［略］
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	第五十条第一項（同条第五項の規定により第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類を提示しなければならない者及び船舶において投票をしようとする者に係る部分を除く。）、第五十二条、第六十九条（第八十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百八条、第百九条の四第一項及び第二項第二号ロ、第百九条の七第一項及び第二項（これらの規定を第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百十条の三において準用する場合を含む。）、第百十条の四第一項及び第二項、第百十条の五第五項、第百十一条の五第一項、第百二十九条第九項並びに第百二十九条の四
［略］	［略］

改正前	
別表（第三条関係）	
法令名	条項
［同上］	［同上］
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）	第五十条第一項（同条第五項の規定により第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類を提示しなければならない者及び船舶において投票をしようとする者に係る部分を除く。）、第五十二条、第六十九条（第八十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百八条、第百九条の四第一項及び第二項第二号ロ、第百九条の七第一項及び第二項（これらの規定を第百九条の八において準用する場合を含む。）、第百十条の二第一項及び第二項（これらの規定を第百十条の三において準用する場合を含む。）、第百十条の四第一項及び第二項、第百十条の五第五項、第百十一条の五第一項、第百二十九条第八項並びに第百二十九条の四
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十五号）の施行の日（平成三十年十二月二十五日）から施行する。

○外務省令第十二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

外務大臣　河野　太郎

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。